

押印を求める手続の見直し等に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(我孫子市職員の人事評価要綱等の一部改正)

第1条 次に掲げる訓令の規定中「㊟」を削る。

- (1) 我孫子市職員の人事評価要綱(平成14年訓令第12号)様式第3号、様式第7号及び様式第8号
- (2) 我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱(平成15年訓令第8号)様式第1号
- (3) 我孫子市職員等安否確認・参集メール登録配信要綱(平成25年訓令第17号)別記様式

(我孫子市防災行政無線局管理運用規程の一部改正)

第2条 我孫子市防災行政無線局管理運用規程(昭和62年訓令甲第30号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「

管理責任者	通信取扱 責任者

」を削る。

様式第3号中

「

		総括		管理		取扱	
免許人	我孫子市	管理者		責任者		責任者	

」を

「

免許人	我孫子市
-----	------

」に改める。

様式第5号中

「

管理責任者	通信取扱 責任者

」を削る。

様式第 6 号中

「

管理責任者

」を削る。

様式第 7 号中

「

管理責任者	通信取扱 責任者

」を削る。

様式第 8 号中

「

管理責任者

」を削る。

様式第 9 号及び様式第 10 号中

「

管理責任者	通信取扱 責任者

」を削る。

(文書事務監視委員会設置要綱の一部改正)

第3条 文書事務監視委員会設置要綱(昭和63年訓令第7号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

(我孫子市職員服務規程の一部改正)

第4条 我孫子市職員服務規程(昭和63年訓令第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(事務引継) 第19条 略 2 略 3 職員は、 <u>第1項の規定による</u> 引継ぎが完了したときは、引継ぎを受けた者と事務引継書に <u>記名</u> の上、所属長に報告しなければならない。	(事務引継) 第19条 略 2 略 3 職員は、 <u>第1項の</u> 引継ぎが完了したときは、引継ぎを受けた者と事務引継書に <u>連署</u> の上、所属長に報告しなければならない。

(我孫子市職員の流動体制に関する規程の一部改正)

第5条 我孫子市職員の流動体制に関する規程(昭和63年訓令第32号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削る。

様式第2号中

「

組	織	担	当
部 長	課 長	係 長	

」及び「㊦」を削る。

様式第3号中「㊦」を削る。

様式第4号中

「

人事及び組織 担当部長	人事 担当	課長	係長	流動をした部課			流動を受けた部課		
				部長	課長	係長	部長	課長	係長
	組織 担当	課長	係長						

」

及び「㊟」を削る。

(我孫子市VDT作業労働衛生基準の一部改正)

第6条 我孫子市VDT作業労働衛生基準(昭和63年訓令第38号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

(我孫子市工事検査要綱の一部改正)

第7条 我孫子市工事検査要綱(平成2年訓令第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(検査の特例) 第13条 工事検査主管課 が発注する工事については、指定検査職員が検査を行うものとする。	(検査の特例) 第13条 工事検査主管課課 が発注する工事については、指定検査職員が検査を行うものとする。

様式第3号中「印」を削る。

(退職等する職員等への感謝状の贈呈に関する事務取扱規程の一部改正)

第8条 退職等する職員等への感謝状の贈呈に関する事務取扱規程(平成21年訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別記様式中

「

所管 決裁	部 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	担 当

」を削

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の次の各号に掲げる訓令の規定に基づき作成された様式用の紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

- (1) 我孫子市職員の人事評価要綱
- (2) 我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱
- (3) 我孫子市職員等安否確認・参集メール登録配信要綱
- (4) 我孫子市防災行政無線局管理運用規程
- (5) 我孫子市職員の流動体制に関する規程
- (6) 我孫子市VDT作業労働衛生基準
- (7) 我孫子市工事検査要綱
- (8) 退職等する職員等への感謝状の贈呈に関する事務取扱規程